

平成25年度 第4回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成26年3月28日(金) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1)平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

(2)デマンドタクシー拡大後の実績及び市民アンケート等の結果について

(3)平成26年10月以降のデマンドタクシーの運行方針(案)について

(4)新居浜市地域公共交通総合連携計画変更(案)について

(5)新居浜市地域協働推進事業計画(案)について

3. その他

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

平成 26 年 3 月 28 日現在

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第 6 条 第 2 項 第 1 号	規約第 5 条 第 1 項 第 1 号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	寺村 伸治
法第 6 条 第 2 項 第 2 号	規約第 5 条 第 2 項 第 2 号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第 5 条 第 3 項 第 3 号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	玉置 祐規
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	沖上 茂人	
法第 6 条 第 3 項 第 3 号	規約第 5 条 第 4 項 第 4 号		新居浜警察署	交通課長	高崎 広記
	規約第 5 条 第 5 項 第 5 号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦 福祉連合会会長	三木 ユリエ
	規約第 5 条 第 1 項 第 6 号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	久保田 東宏

オブザーバー

	愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	高石 淳
--	---------------	--------	------

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	糸野 誠二
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

議事（１）

平成２６年度事業計画（案）

１．事業計画(案)

（１）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

平成２６年９月末までの６か月間、デマンドタクシーの試験運行を実施し、検証を行う。

（２）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に必要な各種計画の策定及び変更に関する協議を行うとともに、実施事業に対する評価を行う。

（３）その他、人や環境に優しい交通の実現に関する事業

本市を訪れる観光客に新居浜市に対するイメージアップを図るため、タクシーをはじめとする公共交通機関の乗務員に対し、「おもてなしの心」を表現する接遇研修を実施する。

２．スケジュール(案)

平成２６年度の会議開催は、４回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	事業・会議	備考
平成２６年	４		
	５		
	６	●第１回会議 ・２５年度事業報告 ・２５年度監査報告及び決算の承認 ・地域公共交通確保維持改善事業に係る協議 ほか	１０月以降も運行を継続する場合は、６月末までに四国運輸局に生活交通ネットワーク計画の提出が必要
	７		
	８		
	９	●第２回会議	
	１０		
	１１		
	１２	●第３回会議 ・地域公共交通確保維持改善事業に係る評価	
平成２７年	１	○公共交通機関乗務員の接遇研修	２回実施予定
	２		
	３	●第４回会議 ・２７年度事業計画及び予算の決定 ほか	

平成26年度収支予算（案）

※事業費は、平成26年9月までの半年間の運行経費を計上しています。なお、10月以降の運行継続が決定した場合は、予算を補正して対応します（6月予定）。

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	5,671,000	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	預金利息
			5,671,000	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
事務費	事務費	事務費	478,000	委員出席謝礼 @5,000×11人×4回 = 220,000
				消耗品、通信費、郵送料、旅費等 258,000
事業費	事業費	事業費	5,193,000	接遇研修事業費 610,000 講師謝礼、旅費、印刷費等
				デマンドタクシー運行事業費 4,583,000 運行業務負担金
			5,671,000	

※デマンドタクシー運行業務負担金 積算根拠

負担金基準額 @3,303×28台×125日≒11,561,000円… ①

利用料収入見込額 (@500×20人×125日)+(250×20人×125日)=1,875,000円… ②

国庫補助見込額 平成25年10月～平成26年9月運行分 5,103,000円… ③

①－②－③＝4,583,000円

議事（3）

平成26年10月以降のデマンドタクシーの運行方針（案）

新居浜市デマンドタクシーは、新居浜市都市交通戦略及び新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、川東地区、上部地区(別子山地区を除く)のバス交通空白地域に導入する新たな公共交通の第一候補として、平成23年1月から、一部地域(荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域)を利用対象に試験運行を開始し、平成25年10月からは、当初の計画区域全域に対象を拡大して運行を実施してきた。

なお、エリア拡大に際しては、平成25年6月の本協議会において、生活交通ネットワーク計画の事業目標として、一日当たりの利用者数を40人、一台当たりの利用者数を2人、運行率を40%以上と定めて、取り組みを行ってきたところである。

その結果、平成25年10月から平成26年2月までの5ヵ月間の実績は、一日当たりの利用者数が44.2人、一台当たりの利用者数が2.0人、運行率が46.8%であり、目標値に達している。また、利用者の約9割が70歳以上、1/3以上が割引対象者であり、医療施設・小売店・新居浜駅への移動が8割以上を占めていることから、バス空白地域の解消、高齢者や障がい者等交通弱者の通院・買物等のための移動手段として、一定の成果を上げていると考えられる。

さらに、平成26年1月15日から1月31日までの間、12月末現在の登録世帯990世帯と、20歳以上の市民2,000人に対し、本格導入の可否についてアンケートを実施したところ、登録者アンケートでは約75%、市民アンケートでは約65%の方が本格導入を望み、導入すべきでないとする人は少ないという結果となっている。

以上の理由により、川東地区、上部地区(別子山地区を除く)のバス交通空白地域に導入する新たな公共交通の形態は、デマンド型乗り合いタクシーとし、平成26年10月から、新居浜市デマンドタクシーとして現在のエリアに本格導入する。

なお、本格導入後も、新居浜市地域公共交通活性化協議会で事業計画、評価等を継続し、必要に応じて改善改良を実施するものとする。

地域協働推進事業費補助金について

地域ぐるみ（行政・事業者・住民等）の公共交通の利用促進に係る取組に要する経費について、一定の要件の下で国が補助できることとする。

★概要

◇補助要件：

- ① 事業の実施に関する事項を記載した計画（地域協働推進事業計画）が、国から認定を受けていること
- ② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、地域公共交通確保維持改善事業を活用した地域公共交通の確保に向けた取組が行われていること

◇補助対象経費：

公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費

◇補助率：1/2

◇実施期間：最大2年間

◇補助対象事業者：法定協議会（新居浜市地域公共交通活性化協議会）

★地域協働推進事業の実施における各計画との関係性

	地域公共交通総合連携計画	地域協働推進事業計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働推進事業の実施に際しては、協働事業の実施内容について、事業を実施する主体とともに概要を記載することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携計画の内容を具体化させる形で、協働事業の実施内容・実施主体、定量的目標などについて記載する。 ・地域協働推進事業費補助金を受けるためには本計画について国から認定を受けることが必要。
根拠規定	活性化法	交付要綱
作成主体	法定協議会(新居浜市地域公共交通活性化協議会)	

※活性化法・・・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

※交付要綱・・・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4) 公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。